令和８年度　第１回　松戸市立大橋小学校学校運営協議会　次第

日時：令和８年１１月７日（土）
１３時から
場所：４階　多目的室

（１）市教育委員会事務局あいさつ及び委員任命
（２）委員自己紹介
（３）市教育委員会事務局より趣旨説明
（４）会長、副会長の選出について
（５）コミュニティ・スクール導入のねらい
（６）令和８年度の学校運営基本方針について
（７）意見交換
（８）その他
・今後の協議会の予定について

【配付資料】
・次第
・学校運営協議会委員名簿
・座席表
・これからの学校と地域
・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）ガイドライン
・大橋小学校　令和８年度学校運営基本方針
・大橋小学校　本校の教育活動
・大橋小学校　今後の学校運営協議会の予定
・学びの松戸モデル　松戸市教育振興基本計画第１期（概要版）
・大橋小学校　令和８年度学校要覧
・第２回学校運営協議会の開催について

子供

すべては子供たちのために

これからの学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況
- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向
- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き
- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き
- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

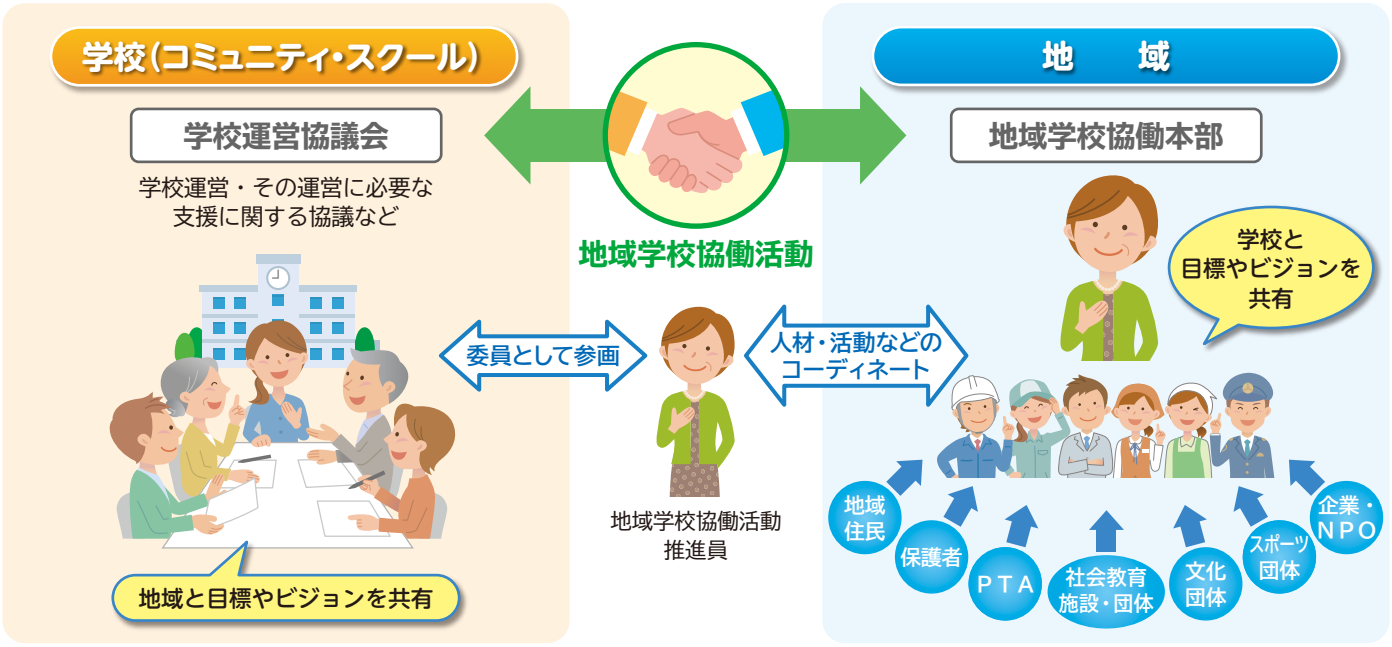
具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール × **地域学校協働活動**

『目標』や『ビジョン』の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議(※)等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで、**相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「**熟議**」とは・・・多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイディアや考え方が生まれます。

学校と地域、双方から見たPDCA（計画 → 実行 → 評価 → 改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会**と**地域学校協働活動**の**それぞれのＰＤＣＡを回しつつ**、お互いが連携・協働することが重要です。



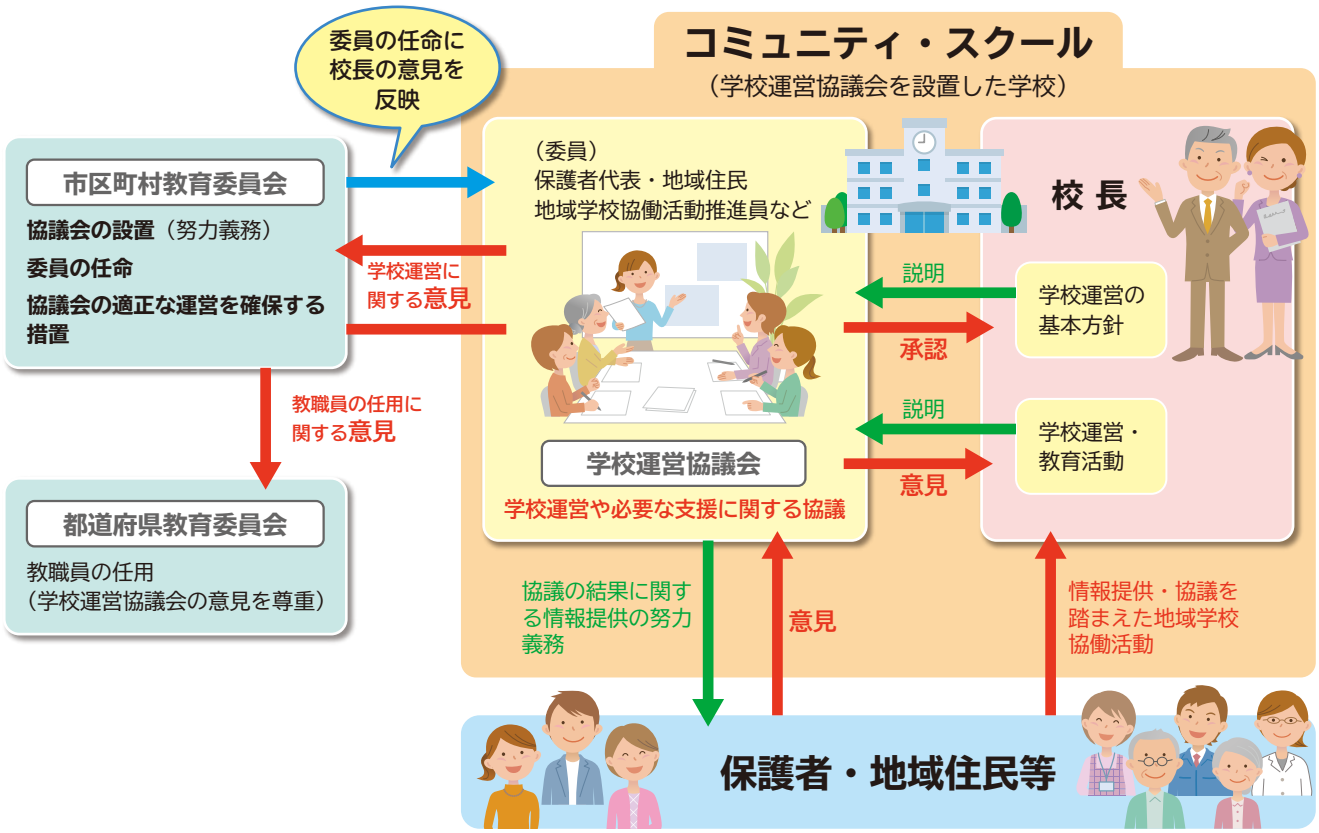
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール ＝ 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



学校運営協議会の主な３つの役割 （地教行法第47条の6）※令和2年4月～：第47条の5

❶校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
❷学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
❸教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。
※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら
https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html



地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、ＮＰＯ、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第５条第２項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- ●学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ●ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ●社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

●地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
●「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
●地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習　　など




放課後子供教室

●地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動




地域未来塾

●全ての児童生徒を対象に、教員ＯＢや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援




家庭教育支援活動

●寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり　　など



学校に対する多様な協力活動

●登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供　など





地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

●地域イベントにおけるボランティア体験学習、　伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画　　など




地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき**教育委員会が委嘱する**地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

「地域学校協働活動推進員」として**法律に位置付けられた明確な立ち位置**で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



主な役割

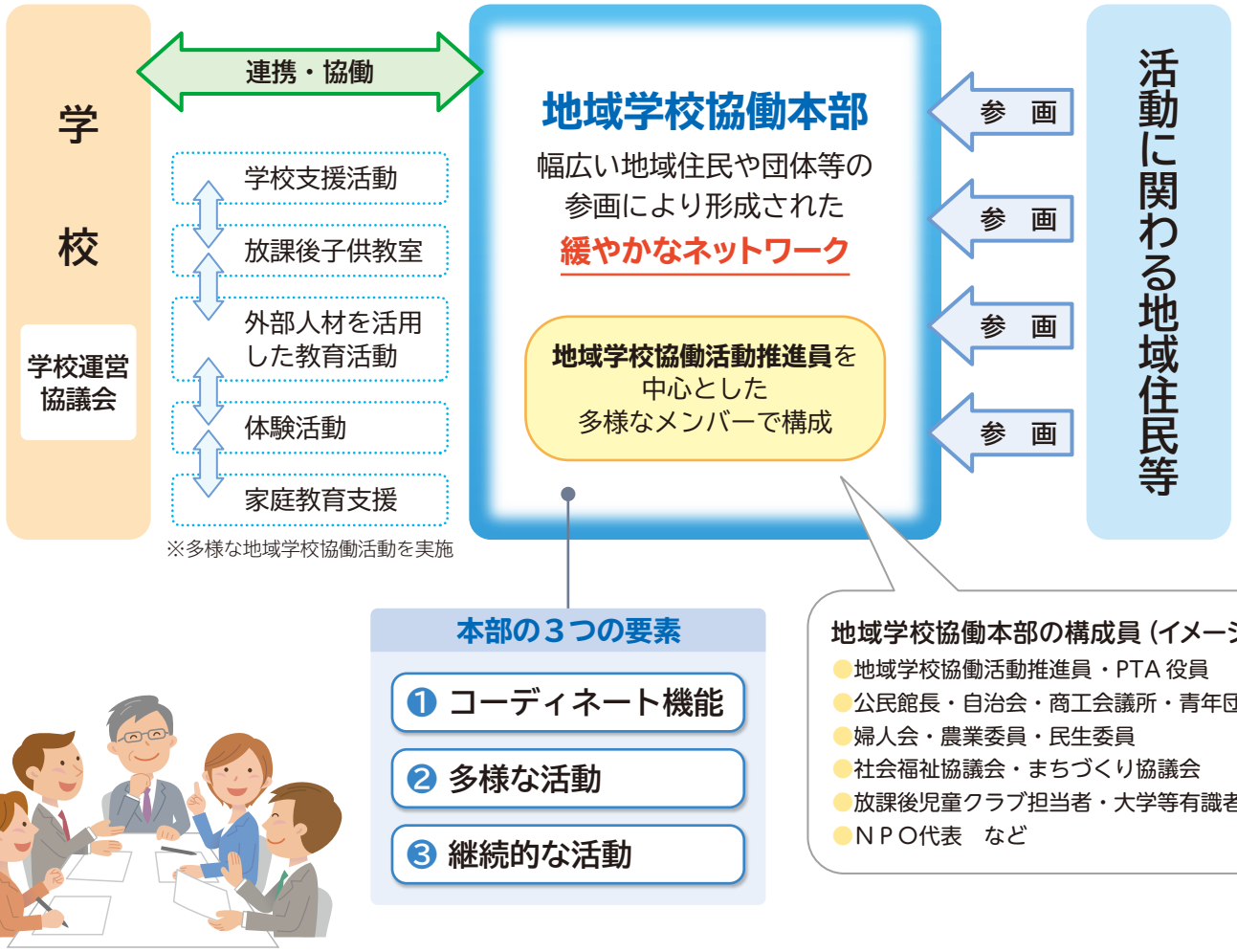
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



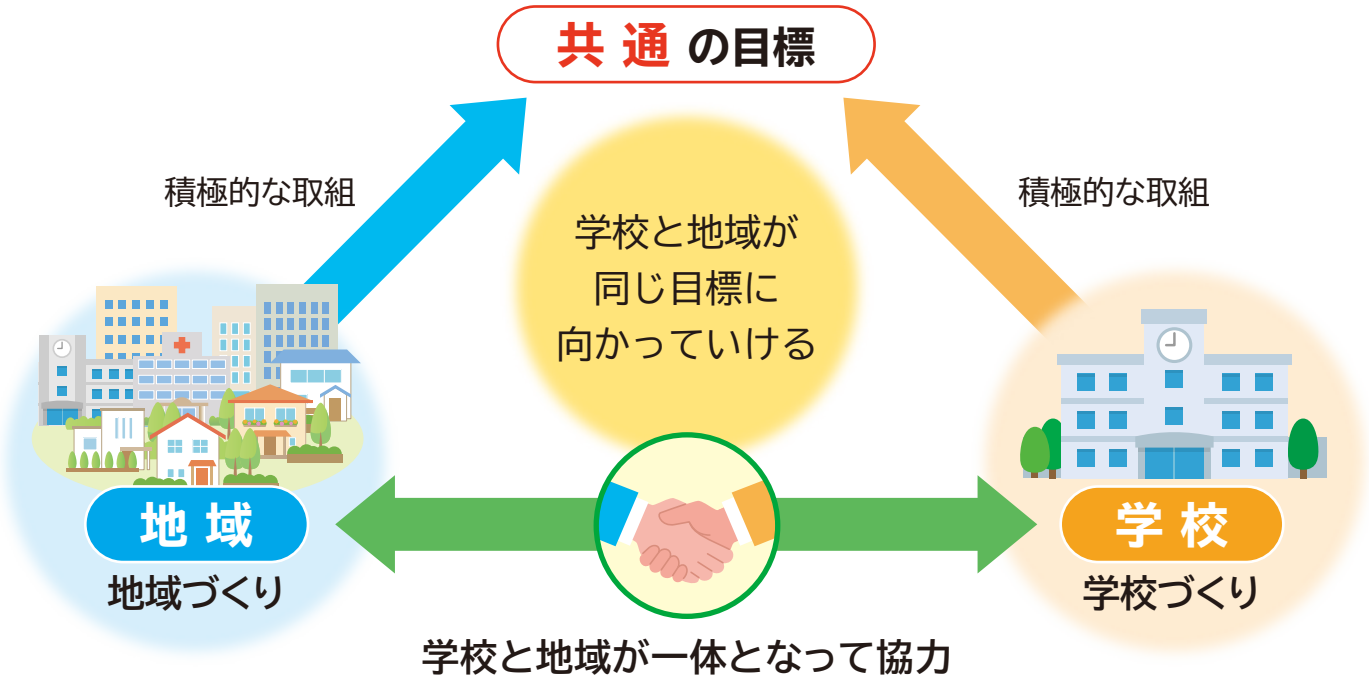
地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、**「地域学校協働本部」**を整備することが有効です。

教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話

→

- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう

→

- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている

→

- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

文部科学省の取組に関係する参考情報

学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。

学び未来　検 索

◇URLはこちら
https://manabi-mirai.mext.go.jp

Facebookでも情報発信中

CSマイスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。

コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

CSマイスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら
https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html

企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら
https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html

地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度）
ガイドライン

松戸市教育委員会
令和４年４月１日 発行
令和６年４月１日 改訂
令和８年４月１日 改訂

－ 目　　次 －

Ⅰ　松戸市におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
1　コミュニティ・スクールとは……1
2　松戸市におけるコミュニティ・スクールの考え方と形態……1
3　学校運営協議会の設置について……2

Ⅱ　学校運営協議会委員について
1　学校運営協議会委員の人数・任命について……2
2　学校運営協議会委員の報酬について……2
3　学校運営協議会委員の提出書類について……3
4　学校運営協議会委員の選出について……4
5　学校運営協議会委員任命についての年度末から年度はじめの流れ……4
6　学校運営協議会委員の辞任について……5

Ⅲ　学校運営協議会開催の流れ……6

Ⅳ　学校運営協議会の運営方法について
1　年間計画及び協議・報告内容について……7
2　教職員の任用について……8

Ⅴ　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置の方向性……9

Ⅵ　教育委員会内決裁ルート……9

【資料１】松戸市教育委員会規則第２号 松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則……１０
【資料２】関連様式一覧……１３
【資料３】コミュニティ・スクール　Ｑ＆Ａ……３０

Ⅰ　松戸市におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

1　コミュニティ・スクールとは

学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育むため、学校職員と地域住民等からなる協議会組織を設置した学校を指す。

2　松戸市におけるコミュニティ・スクールの考え方と形態

（1）コミュニティ・スクールの考え方

地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の有効なツール
・子どもたちのための教育活動の充実
・地域社会全体の教育力の向上
・学校を核とした地域づくり

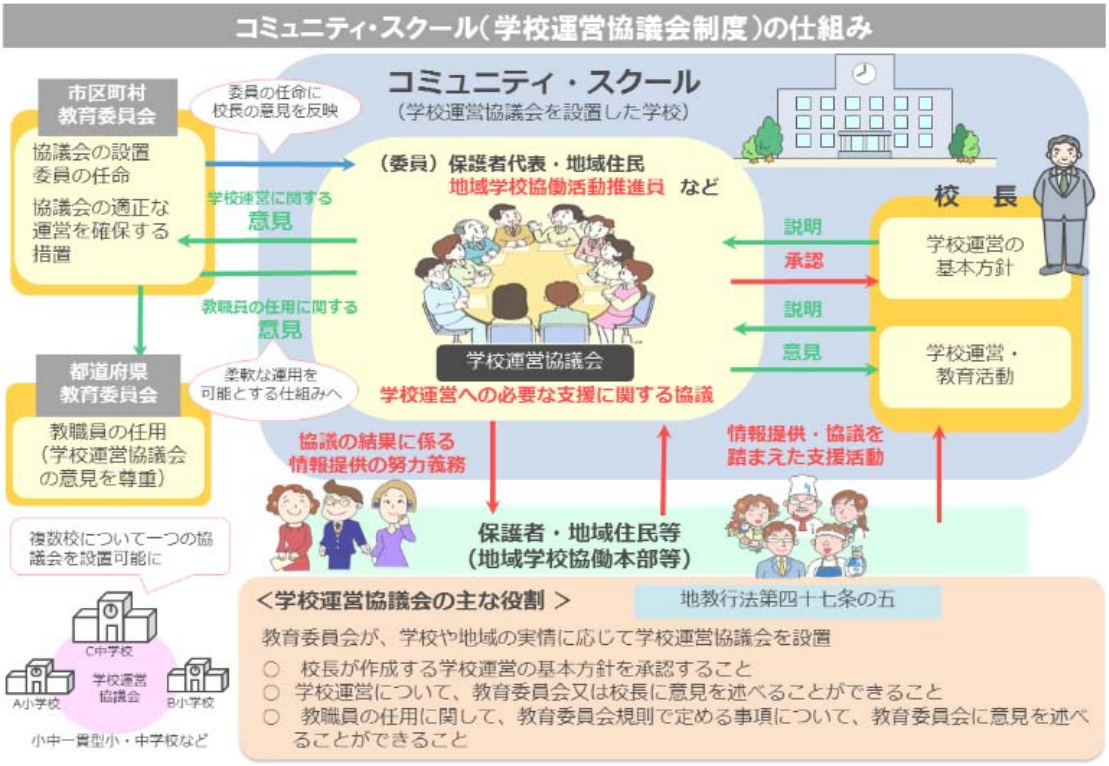
（2）コミュニティ・スクールの形態

①「松戸版コミュニティ・スクール」平成 30 年度より開始　小金北中学校に導入

②「法に基づくコミュニティ・スクール」＊　令和 4 年度より開始（下図参照）

＊地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定される学校運営協議会を設置している学校。

※本ガイドラインの「コミュニティ・スクール」は「法に基づくコミュニティ・スクール」を指す。



※複数校でひとつの協議会を設置することもできる

３　学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を学校に設置することについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則」に、次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】
第４節　学校運営協議会
第４７条の５　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

【松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則】
（設置）
第２条　協議会を設置する対象学校（協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）は、教育委員会が別に定めるものとする。

Ⅱ　学校運営協議会委員について

１　学校運営協議会委員の人数・任期について

「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則」に規定されているように、協議会は、委員２０人以内で組織される（第４条　組織）。委員は松戸市の非常勤特別職となり、任期は２年以内だが、再任されることができる（第５条　委員）。職務上知り得た秘密を、職を退いた後も含めて漏らしてはいけない（第６条　守秘義務）。

２　学校運営協議会委員の報酬について

（１）委員の報酬について

松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則第５条第６項の委員の報酬については、
一人につき年額５，０００円とする。
振込時期は当該年度の活動終了後（４～５月）とし、指定の銀行口座へ直接振り込まれる。
但し、以下の報酬を受け取ることができない委員は対象外とする。

＜報酬を受け取れない委員＞

・学校の教職員（含　再任用教職員（フルタイム勤務）、会計年度職員（フルタイム勤務））

・市職員

上記の者の報酬については、下記「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）Q&A」に沿っている。学校運営協議会委員報酬辞退届（第３号様式）の提出は不要。

【コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)Q&A

（千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室　令和４年１月発出）】

Q6　学校運営協議会委員への報酬は、必ず必要ですか。

A　学校運営協議会の委員は、地方公共団体の特別職の非常勤職員であることから、地方自治法及び地方公共団体の条例の規定により、報酬が支給されることとなります。

ただし、国家公務員法又は地方公務員法に規定する一般職の公務員が学校運営協議会の委員に就く場合には、任命権者等の許可又は承認を受けなければ、報酬を得ることはできません。

また、学校運営協議会を設置する地方公共団体の常勤の職員が、当該団体の学校運営協議会の委員につく場合には、原則として報酬は支給すべきものではないとされています。

なお、再任用教職員（ハーフタイム勤務)、会計年度職員（パートタイム勤務)、市の再任用職員（ハーフタイム勤務）等については、委員報酬を支払うことが可能。

（２）報酬辞退について

委員の意向で報酬を辞退する場合は、教育委員会へ「学校運営協議会委員報酬辞退届」(第３号様式)の提出が必要。

３　学校運営協議会委員の提出書類について

＜提出書類＞

・「学校運営協議会に係る委員承諾書」（第２号様式）

・「債権者登録申出書」（松戸市財務規則 48 号様式の 2）と「個人番号及び本人確認書類の写し」

※新規委員および前年度提出内容に変更が有る場合

・「学校運営協議会委員報酬辞退届」（第３号様式）

※当該任期中の報酬を辞退する場合

上記の書類が揃い次第、教育委員会へ提出する。なお、個人情報に関わる書類のため、学校での保管時は注意を払うこと。

４　学校運営協議会委員の選出について

委員の任命は教育委員会が行うが、対象学校の校長は「学校運営協議会委員候補者一覧」（第１号様式）を通じて、意見を述べることができる。

５　学校運営協議会委員任命についての年度末から年度はじめの流れ

前 年 度
① 教育委員会は委員選出に関する留意点を学校へ説明
② 学校は「学校運営協議会委員候補者一覧」（第１号様式）を教育委員会へ提出 ※人事異動や役員改選等に伴い、委員の変更が予想される場合は、暫定的に「委員氏名」は空欄でよい ※教職員１名は「地域連携主任」として選出し、委員として出席および学校運営協議会の運営等に携わることとする
③ 教育委員会は任命を検討し、結果を学校へ連絡
④ 学校は委員候補者へ打診、概略を説明 ※承諾が得られなかった場合は、委員候補者の取下げや変更を検討し、「学校運営協議会委員候補者一覧」（第１号様式）を教育委員会へ提出
⑤ 学校は「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則」、「学校運営協議会に係る委員承諾書」（第２号様式）、「学校運営協議会委員報酬辞退届」（第３号様式）を委員候補者へ渡し、説明
⑥ 学校は委員から回収した「学校運営協議会に係る委員承諾書」（第２号様式）、「学校運営協議会委員報酬辞退届」（第３号様式）を教育委員会へ提出★
新 年 度
⑦ 学校は暫定としていた候補者が決まり次第、「学校運営協議会委員候補者一覧」（第１号様式）を教育委員会へ提出
⑧ ③～⑥と同様
⑨ 教育委員会は「任命書」、「第１回学校運営協議会開催通知（教育長名）」を学校へ送付
⑩ 学校は「第１回学校運営協議会開催通知（教育長名）」を委員へ送付
⑪ 第１回学校運営協議会にて、委員へ任命書を交付

★「債権者登録申出書」（松戸市財務規則 48 号様式の 2）と「個人番号及び本人確認書類の写し」は、第１回学校運営協議会開催時に回収し、教育委員会へ提出も可能。

６　学校運営協議会委員の辞任について

委員の職を辞任する場合は、「学校運営協議会委員辞任願」（第４号様式）を教育委員会へ提出する。但し、任期満了時は提出不要。また教職員　（校長・教諭等）は提出対象外。

辞任者への委員報酬は、下記の計算方法により、月割で支払う（４月～在任月まで)。

＜月割支払いの計算方法＞

年額５，０００円÷１２ヶ月＝４１６．６６･･･円（端数切り捨て）

月額４１６円×在任月数で算出した額を支払う。委員の辞任は月末付けとする。

ＰＴＡ等年度途中で改選される団体の代表者は、改選まで前年度の委員に継続してもらい、改選後に交代する。前年度の委員に辞任願を出してもらい、教育委員会が後任委員の任命書を作成し、交付する。なお、委員の辞任は月末付けとし、委員も後任委員も協議会に出られないという会が生じないようにする。

Ⅲ　学校運営協議会開催の流れ

各委員へ開催通知文書の送付

学校は、「学校運営協議会開催通知」を委員へ送付する。
会議の招集は会長が行うが、会長に事故があるとき又は会長が辞任等の理由により欠けたときは副会長が招集する。また、対象校に学校運営協議会が設置されて初めて会議を開催するときや、任期切れ等の理由により会長と副会長が同時に欠けたときは、教育長名の開催通知文書となる。

ホームページ等による開催告知

「松戸市学校運営協議会設置等に関する規則」第１４条の規定により、学校運営協議会を地域住民・保護者等に広くお知らせするため、ホームページ内に“コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）”のページを開設する（レイアウトは自由）。
なお、教育委員会のホームページからもリンクさせて頂く旨ご了承いただきたい。
また、地域の方への周知方法として、ホームページ以外に学校だより等に記載することで、自治会の回覧板や掲示版等を利用して広めて頂くことも可能。

会長との事前打ち合わせ

当日の進行が円滑に進むよう、会長と事前に会議次第や議事内容の打ち合わせを行う。

事前準備

【準備するもの】　□会議資料（傍聴者分も用意）　□委員ネームプレート
□委員吊り下げ名札　□お茶　□傍聴受付簿

学校運営協議会開催

会長（副会長）を議長として進める。また、協議会の内容については、ホームページや学校だより等を通して情報提供するために、記録を取っておく。

第１回学校運営協議会　会議次第（例）
□自己紹介　□会長・副会長の選出　□年間計画(P26)
□令和〇〇年度学校運営方針についての承認及び意見　など

【傍聴者について】　＊受付簿を準備
傍聴者も学校運営協議会委員と同様に守秘義務が課せる旨を協議会の中で説明する。特に個人情報等を含む資料の取り扱いには注意を払う。

会議資料をホームページへ掲載

公開できる資料を精選し、ホームページへ掲載する。

おたよりを作成し、発行・配付・ホームページへ掲載

保護者や地域の方のご理解やご支援をいただくため、「どのようなことが協議され、どのように学校が動いているのか」などの情報を発信する。

次回の開催通知文書送付

Ⅳ　学校運営協議会の運営方法について

１　年間計画及び協議・報告内容について

・協議会の開催時期や回数については、各学校の実態に合わせて年間５回以上（会議３回以上と行事等の参観）開催する。

・松戸市の規則で定めている学校運営協議会の議事内容は、次のとおり規定されている。

１．校長の作成する学校運営の基本方針を承認する《必須》

学校長が協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。

２．学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる《任意》

当該対象校の校長の意見を聴いたうえで、学校行事や授業改善、生徒指導、教育環境等について意見を述べることができる。

３．教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる《任意》

「ICT 関連を強化するための教員の任用」「小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の任用」等、学校運営の基本的な方針の実現や教育上の課題解決のための観点で意見が述べることができる。なお、特定の職員の任用に関する事項は除く。

４．学校運営に関する評価《必須》

学校運営協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について評価を行う。

これにより、必須事項である２つの事項については、年間計画に位置付けて協議を行う。

２　教職員の任用について

教職員の任用に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則」に次のように規定されている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】
第４節　学校運営協議会
第４７条の５
７　学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
８　対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

【松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則】
（対象学校の職員の任用に関する協議会の意見）
第１２条　法第４７条の５第７項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
⑴　学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。）
⑵　対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

これにより、学校運営の基本方針のもと、目標やビジョンに沿って、当該校を活性化させていくために、教職員の任用について教育委員会に意見を述べることができる。ただし、「特定の職員の任用に関する事項を除く」と定めているため、<u>個人的な名前は出せない</u>。

＜ 進め方 ＞　①（必要に応じて）教育委員会より主旨説明
②校長より学校運営に基づいた説明
③委員による協議
④まとめ（会長）
⑤後日、「教職員の任用に関する意見書」を教育委員会へ提出

「教職員の任用に関する意見書」提出日及び提出先
提出日：１２月の個票回収日
提出先：学務課（原本）、教育政策推進課（写し）

Ⅴ　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）設置の考え方

１　地域と学校の連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールは、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の有効なツールのひとつと考える。「地域とともにある学校づくり」を進める方法は、地域と学校の実態に応じて様々あるため、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動をひとつの手段として捉え、研究を行う。

研究においては、コミュニティ・スクール導入ありきではなく、あくまでも地域と学校の連携・協働体制の構築を進めることを目的とする。

研究地域は順次拡大し、地域性や学校の必要性に基づき、設置の可否、対象学校数などを判断する。

２　学校評議員制度との関連

コミュニティ・スクール設置校は、現行の学校評議員制度を学校運営協議会へ発展的に移行させる。

３　学校施設との関連

コミュニティ・スクール設置校は、学校施設の開放や施設管理の一部委譲について研究する。その際、「松戸市学校運営協議会の設置等に関する規則」第９条に規定されている、専門部会を設置して検討することも考え得る。

Ⅵ　教育委員会内決裁ルート

教育委員会から学校へ送付する文書	
任命書	教育政策推進課→みらい教育創造部長→教育長
第１回学校運営協議会開催通知（教育長名）	教育政策推進課内
学校から教育委員会へ送付する文書	
【第１号様式】学校運営協議会委員候補者一覧	教育政策推進課内（対象学校校長から申出があり意見聴取したことを報告）
【第２号様式】学校運営協議会に係る委員承諾書	教育政策推進課内
【第３号様式】学校運営協議会委員報酬辞退届	教育政策推進課内
【第４号様式】学校運営協議会委員辞任願	教育政策推進課内
教職員の任用に関する意見書	学務課→学校教育部長 （合議：教育政策推進課長等）
報酬の支払い	
第２、３、４号様式に基づく支払い処理	教育政策推進課内

令和８年度　松戸市立大橋小学校グランドデザイン

学校教育目標
豊かな人間性と、たくましく生きる力の育成
～知・徳・体の調和のとれた発達の促進～

めざす児童の姿
・よく考え、すすんで学ぶ子　・思いやりのある子　・ねばり強い子
・けじめのある子　・からだをきたえる子

めざす学校の姿
・生き生きと真剣に学習する学校
・愛情ただよう楽しい学校
・決まりを守り、秩序ある学校
・清潔で、美しい学校

めざす教師の姿
・温かさと厳しさを備えた教師
・責任を自覚し実践力に富む教師
・健康で明るい教師
・地域、家庭から信頼される教師

全員参加の学校経営

確かな学力
・基礎学力の定着
・教科担任制・学年担任制・交換授業の実施
・わかりやすい授業の推進

豊かな心
・人権教育と情報モラル教育の充実
・あいさつ、ていねいな言葉づかいの指導
・居場所がある学級づくり

健やかな体
・基本的生活習慣の確立
・体力向上のための指導技術の向上
・学校安全指導の充実

教師力の向上
・研修による指導力の向上
・教職員の負担軽減に向けた取組の推進
・教職員の健康管理と不祥事防止

安全安心で開かれた学校づくり
・防災・防犯訓練、安心安全な教育環境の整備
・家庭・地域への情報発信と連携
・学習ボランティアの積極的な活用

あたりまえにしたい　おおはし スリーピース

・笑顔であいさつしよう　・自分も他人も大切にしよう　・感謝の気持ちを伝えよう

大橋小学校　本校の教育活動

全員参加の学校経営（児童、教職員、保護者、地域でつくる学校）

（１）大橋サポーターズの発足【令和８年５月】

地域コーディネーターを核に、地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える組織（地域学校協働本部）のことです。

コミュニティ・スクールが自転車のハンドル、大橋サポーターズが自転車のペダルとして役割分担をし、一体的な協働体制を築くことが重要と考えます。

＜具体的な活動実績・予定＞

教育活動の充実	教育環境の整備
・読み聞かせ ・学習プリント丸付け ・キャリア教育講話ゲストティーチャー ・カブトムシの幼虫観察 ・二十世紀梨の皮むき ・町探検見守り ・図工、家庭科等の実技指導補助 ・クラブ活動指導	・図書室清掃 ・草取り、落ち葉掃き ・校庭の低木伐採 ・粗大ごみ廃棄 ・花壇づくり

（２）コミュニティ・スクールの導入【令和８年１１月】

重点目標

１　確かな学力

（１）基礎学力の定着・わかりやすい授業の推進

・校内研修　算数科「基礎基本の定着を図り、主体的に学びに向かう児童の育成」

一人一授業（わかる授業づくり）

校内の学習掲示物の整備（量感を養う）

・学習サポートルーム（進んで学ぶ姿勢、基礎基本の徹底）

（２）教科担任制・学年担任制・交換授業の実施

２　豊かな心

（１）人権教育と情報モラル教育の充実

（２）あいさつ、ていねいな言葉づかいの指導

（３）居場所がある学級づくり

・先生と話そう月間（教育相談体制の充実）

・保健室、学習サポートルーム、図書室、音楽室、校長室（様々な居場所を確保）

３　健やかな体

（１）基本的生活習慣の確立

（２）体力向上のための指導技術の向上

（３）学校安全指導の充実

・ワンポイント避難訓練（自分の命は自分で守る）

・安心安全の確保のための昇降口施錠（子どもの安全は何にも代えられない）

４　教師力の向上

（１）研修による指導力の向上

（２）教職員の負担軽減に向けた取組の推進

・ＩＣＴ機器・ＩＣＴ教材の活用（負担軽減と学習効果の二兎を追う）

・学校行事の精選・充実（各学校行事の本来の意味を問い直す）

（３）教職員の健康管理と不祥事防止

５　安全安心で開かれた学校づくり

（１）防災・防犯訓練、安心安全な教育環境の整備

（２）家庭・地域への情報発信と連携

・ホームページの毎日更新、学校生活の様子を写真で紹介（学校の見える化）

（３）学習ボランティアの積極的な活用（１枚目参照）

大橋小学校　今後の学校運営協議会の予定

○令和８年度（助走期間）

（１）第１回【令和８年１１月７日】

本日の次第を参照

（２）第２回【令和８年１２月１１日】

①学校見学（授業参観・安全点検、二十世紀梨引き継ぎ式参加）

②給食試食

③学校評価

（３）第３回【令和８年３月予定】

①目指す子どもの姿・学校の課題の共有

②学校教育目標具現化のための手立ての検討

③次年度グランドデザインへの提言

○令和９年度（本格実施）

（１）第１回【令和９年４月予定】

①グランドデザイン承認

②課題の確認、重点取組の検討

（２）第２回【令和９年７月予定】

①１学期の活動報告（学校・大橋サポーターズ）

②重点取組の具体的な企画・調整

（３）第３回【令和９年１０月予定】

①授業参観・安全点検

②重点取組の中間評価、改善策の検討

（４）第４回【令和９年１２月予定】

①学校見学（二十世紀梨引き継ぎ式参加）

②給食試食

③学校評価

（５）第５回【令和１０年３月予定】

①１年間の活動報告（学校・大橋サポーターズ）

②重点取組の評価（成果と課題）

③次年度グランドデザインへの提言

学びの松戸モデル
（松戸市教育振興基本計画・第1期）概要版

めざす姿と基本理念

松戸の教育のめざす姿

松戸市教育委員会が実施するすべての施策が、最終的にどのような方向をめざしているのかを確認するよりどころとして、教育を通じてめざす姿を位置付けています。これらは、一人ひとりの多様な学びや成長を尊重し、その力が発揮されるよう支えるための共通の方向性です。

市民の姿

- **自　立**　主体的に行動し、人生を切り拓く
- **誇　り**　松戸ならではの価値や魅力を考え、次代へ継承、他者へ発信する
- **つながり**　互いに認め合い、助け合いながら、地域づくりに取り組む

子供の姿

- **夢**　好きや興味を広げ、自分らしい将来を描いていく
- **挑　戦**　失敗を恐れずに一歩踏み出し、課題を乗り越えようとする
- **思いやり**　自分と相手を大切にし、気持ちを尊重しながら行動する

基本理念

「ことばを育み 人がつながる 学びの松戸 ～文化と教養のまちづくり～」

これからの正解の見えにくい時代においては、「ことば」が人と人との「つながり」の中で根本の要素であることを改めて認識し、これまで以上に異なる価値観や考え方を認め合いながら、文化を育み、教養を高めるまちを形づくっていきます。

計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨

松戸市教育委員会では、将来の社会変化を見据え、子供たちに「生きる力」を育み、市民の主体的な学びを支えるための指針として、令和２（2020）年度に「学びの松戸モデル」を策定しました。その後、国や県の新たな教育振興基本計画の策定や学習指導要領の実施、GIGA スクール構想の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした動向を踏まえ、「学びの松戸モデル」の理念を継承しつつ、異なる価値観や考え方を認め合いながら、社会で生活する人々の誰もが幸せで自分らしく活躍できるよう、教育施策を体系的に示す実行計画として、「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）」を策定しました。

計画の位置づけ

教育基本法第17条第２項に規定された、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。市長が策定した「松戸市教育大綱」を尊重し、「松戸市総合計画」などの関連計画等と整合性を図っています。

計画の対象

生涯学習（市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は除く）及び松戸市教育委員会が所管する小学校・中学校・高等学校の学校教育

計画期間

令和 8(2026) 年度から令和 12(2030) 年度までの 5 年間

教育広報の LINE 配信

松戸市では、教育に関するイベントの様子や主要施策など「教育委員会の取組み」を松戸市公式 LINE で配信しています。
登録方法は二次元コードをご確認ください。

◀計画の詳細は、ホームページをご覧ください。

松戸市教育委員会事務局
みらい教育創造部 教育政策推進課
☎047-703-9811

（令和８年５月発行）

目標と基本施策

めざす姿と基本理念の実現に向けて、次の目標を掲げて取り組んでいきます。

目標1　学ぶ意欲の育成と確かな学力の向上

基本施策1　松戸らしい教育課程による小中学校における確かな学力の向上

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。
- 探究的な学びを推進します。
- 言語活用科を推進し、学習の基盤となる日本語・英語・情報活用等の能力を育みます。
- 特色ある学校づくりを推進します。

基本施策2　幼児教育と小学校教育の接続の円滑化

- 幼保小連携を推進します。

基本施策3　市立高校教育の推進

- 在校生、卒業生などから愛され、誇りとなる市立高校づくりを進めます。



目標2　豊かな心の育成

基本施策4　子供の権利利益の擁護と道徳教育・人権教育の充実

- 子供の権利を尊重しながら児童生徒が成長できる学校づくりを進めます。
- 多様性の理解と思いやりのある豊かな心を育む道徳・人権教育を推進します。
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応・継続支援・再発防止を徹底します。

基本施策5　豊かな心を育む活動の充実

- 子供たちが様々な人や自然、本と出合う体験活動・読書活動を充実させます。



目標3　健やかな体の育成

基本施策6　学校保健・体育、食育の充実

- 健やかな体を育む学校体育・学校健康教育を推進します。
- 学校給食を通じて食育の推進を図ります。
- 家庭、地域社会との連携を強化し、健康的な生活習慣作り、心の健康問題等に取り組みます。



目標4　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

基本施策7　個別の支援を必要とする子供たちへの対応

- すべての子供の可能性を引き出すために、特別支援教育を推進します。
- 不登校児童生徒の状況に応じた支援を充実させます。
- 教育と福祉・医療の連携を推進します。
- ヤングケアラーの支援や子供の貧困対策を充実させます。

基本施策8　多文化理解と帰国・外国人児童生徒への支援の充実

- 児童生徒の多文化理解を進めます。帰国・外国人児童生徒への支援を充実させます。

基本施策9　夜間中学の教育的支援と教育活動の充実

- みらい分校における学び直しへのチャレンジを支援します。



目標5　学校・家庭・地域の連携と協働の推進

基本施策10　地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進

- 学校・家庭・地域の連携や多様な人材の幅広い活躍により地域の教育力を向上させます。
- 家庭教育力の向上を支援します。
- 部活動の地域展開を進めます。



目標6　人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

基本施策11　市民の学習機会の確保と地域人材の育成

- リカレント教育を進めます。
- 豊かな教養を育むための多様な講座を提供します。
- 図書館機能の向上と学びやすい環境づくりを進めます。
- 市内大学との連携、協働により、その教育資源を市民の学びとつなぎます。

基本施策12　松戸の歴史・文化の保存・活用と郷土愛の醸成

- 文化財の保存・活用を進めます。
- 博物館、戸定邸・戸定歴史館の魅力を高めます。

基本施策13　文化・芸術に触れ、親しむ機会の確保

- 市民の文化・芸術活動や自主的な学びの充実を図ります。



目標7　教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

基本施策14　教育DXの推進

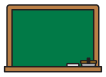
- 教職員のICT活用指導力を向上させるとともに、ICTを活用した学びの支援の充実を図ります。
- 校務DXを推進します。
- デジタルデータを利活用することで、児童生徒の個別最適化された学習を実現するとともに、児童生徒の心理状態を把握し問題が深刻化する前に適切に対処できるような環境づくりを進めます。



目標8　指導体制・教育環境の整備

基本施策15　子供たちが適切な教育を受けることができる体制や環境の整備

- 教職員が働きやすい勤務環境や主体的に学び続けることができる環境を整備します。
- 学校の危機管理と非常時の学びを保障するための取組みを推進します。
- 経済的理由によって、学びを止めない支援を行います。



目標9　魅力ある教育施設の整備

基本施策16　より質の高い安全安心で魅力ある教育施設の構築

- 適正規模・適正配置を含めた魅力ある学校のあり方の検討、老朽化対策を進めます。
- 松戸駅周辺の文化拠点整備を推進します。
- 社会教育施設の老朽化対応及び再整備を進めます。

